

ひとがつながり みんなでつくる

やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都

－京都市人権文化推進計画（追補版）－

（案）

令和7年3月



1 はじめに

京都市では、1978（昭和53）年に、「世界文化自由都市」を宣言し、「全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う都市」を理想像とし、これをあらゆる政策の最上位の理念に位置付け、都市経営を行ってきました。

とりわけ、人権分野においては、まちづくりの基本方針を理念的に示す「京都市基本構想」及び同構想の実現のために全市的観点から取り組む主要な政策を示す「京都市基本計画」に基づく分野別計画として、「京都市人権文化推進計画」（計画期間：平成27年度～令和6年度（令和2年度改訂）。以下「現行計画」という。）を策定し、市民の皆様と共に、「やさしさあふれる人権文化の息づくまち」の実現に向け取組を進めてきました。この現行計画と、この度策定する「京都市人権文化推進計画（追補版）」を基に、地方公共団体としての責務を確実に果たしながら、社会の中に人権文化を根付かせ、人権侵害を許さない土壌づくりを進めることで、全ての人に「居場所」と「出番」があるまちづくりを進めてまいります。

2 「京都市人権文化推進計画（追補版）」策定に当たって

現行計画については平成27年2月に策定し、その後の社会状況の変化や市民意識調査（平成30年11月実施）の結果、京都市人権文化推進懇話会や専門意見聴取会、パブリックコメントでの意見等を踏まえて、令和2年3月に改訂を行い、取組を進めてきました。

令和7年3月に、現行計画は終期を迎えることとなりましたが、この間、コロナウイルス感染拡大により社会が大きく変容しており、それらの影響も考慮しつつ、次期計画策定の基礎資料となる「人権に関する市民意識調査」を適切な時期に実施し、実効性あるものとする必要があること、加えて、令和6年度からの3か年に、「改正障害者差別解消法」や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」等人権関連の法律の施行等が控えており、これらの法律が社会に与える影響を考慮する必要があることから、現行計画の期間を、令和9年度末まで3年間延長することとしました。また、期間の延長に当たっては、現行計画の改訂（令和2年3月）以降の人権をめぐる社会状況を踏まえて施策を推進することが必要であることから、「令和7年度から9年度まで」の本市の人権施策の方向性を示す「京都市人権文化推進計画（追補版）」を策定します。

3 延長後の計画期間

平成27（2015）年度から令和9（2027）年度まで

（参考）延長前の計画期間：平成27（2015）年度から令和6（2024）年度まで

4 現行計画改訂（令和2年3月）以降の京都市の人権をめぐる状況について

本市では、現行計画で掲げる課題に対し、その解消に向け、市民や企業等との協働の下、着実に取組を進めてきました（参考資料1：京都市の人権関連施策に係る取組の実績）。

こうした中で、国全体での人権保障の取組も進展してきており、人権に関わる多くの法律が成立又は施行されています（参考資料2：現行計画改訂以降に公布・施行された主な人権関連の法律）。これらの法律に基づき、人権が尊重される社会の実現が一層図られるとともに、改めて、一人一人の尊厳と人権の大切さを、社会全体で共有していくこ

とが強く求められています。

その一方で、インターネット上では、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、子どもも加害者や被害者として巻き込まれるSNS等におけるネットいじめ、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆる「ヘイトスピーチ」）、同和問題に関して特定の地域を同和地区であると指摘するような投稿など、人権に関わる様々な問題が発生しており、その内容は近年、増加・悪質化しています。また、女性活躍の推進に向けた取組については、女性の非正規雇用労働者の割合が男性に比べ高いことや、賃金の男女間格差、女性管理職の登用率の低さ等の課題は依然として改善・解消せず、更なる取組が必要です。

加えて、近年、ヤングケアラーが直面する困難、更には自殺対策や孤独・孤立対策等の複数の人権問題を抱える方への対応など、人権に関する新たな課題への対策が急務となっています。

5 追加施策等

上記4を踏まえ、現行計画改訂（令和2年3月）以降の社会状況の変化と新たな課題に対応していくため、引き続き現行計画に掲げる施策を推進するとともに、「第2章 各重要課題」ごとに、施策等を追加して取り組みます。

なお、「1 追加する課題・社会背景」及び「2 今後の施策の在り方」は、現行計画から修正・追加等があったもののみを記載しています。修正・追加等がない項目については、現行計画に記載の内容を継続して取り組みます。

※ 施策の区分について

- 【新規】…現行計画に関連の記載がなく、現行計画改訂（令和2年3月）から現在までに始めた施策又は今後新たに取組む予定がある施策
- 【充実】…現行計画に関連の記載があり、内容を充実する施策
- 【更新】…現行計画に関連の記載があり、取組の現状に合わせて記載を見直す施策
または、これまでから取り組んでいたが、取組の重要性から、新たに計画に記載を追加する施策
- 【再掲】…上記3区分で掲載した施策について、別の重要課題の箇所で再度掲載するもの

【女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり】

女性、男性が共に等しく個人として尊重され、あらゆる場において共に責任を担いつつ、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、雇用・意思決定の場・家庭生活などへの男女の均等な参画を促進するとともに、重大な人権侵害であるDV等の根絶に向けた取組を進めます。

1 追加する課題・社会背景

- ◆ コロナ禍により、女性をめぐる課題が生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化している状況が顕在化しました。そのような中、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、女性支援の更なる強化が求められています。（※1）
- ◆ 東日本大震災をはじめとするこれまでの災害において、防災・復興に関する様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が依然として生じています。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、防災・復興を円滑に進めていくためには、平常時からの男女共同参画社会の実現が重要です。（※2）

【追記の観点】

（※1）令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、女性の福祉の増進といった視点から女性支援の更なる強化が求められていることを受け、追加。

（※2）災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れる。防災・復興を円滑に進めていくためには、平常時からの男女共同参画社会の実現が重要となるため、近年、頻発する災害状況を踏まえ、改めて明示。

2 今後の施策の在り方

【追加・修正等施策】

（困難な問題を抱える女性の支援）

- 「京都市女性のための相談支援センター（愛称：みんと）」における女性支援に取り組む民間団体との協働によるきめ細やかな支援の実施【新規】
- 庁内及び庁外関係機関との緊密な連携体制の構築【新規】

【追記の観点】 上記課題（※1）に対応する施策として追加。

（DV対策）

- 府市協調によるDV加害者対策、府市が共同で設置する法定協議会を活用した関係機関等との連携・協力による支援【更新】

【追記の観点】 これまでの課題を踏まえ、DV加害者対策について、京都府との連携の下、男性の加害者の更生への支援等に取り組んでいることを、改めて明示。

（啓発・広報）

- 平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階における男女共同参画を含む多様な視点に立った災害対応の啓発【更新】

【追記の観点】 上記課題（※2）に対応する施策として改めて明示。

（保育・学校教育）

- 誰もが、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」の推進【充実】

【追記の観点】 文部科学省において、令和5年3月に「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」が決定されたことや、これまでの課題を踏まえ、追加。

【子どもを共に育む社会づくり】

「子どもを共に育む京都市民憲章（平成19（2007）年2月5日制定、愛称：京都はぐくみ憲章）」及び「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例（平成23（2011）年4月施行、以下「推進条例」という。）」に基づき、取組の充実を図るとともに、「京都市いじめの防止等に関する条例」に基づき、いじめ防止等に関する様々な施策を総合的に推進しています。

また、「子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり」、「児童虐待対策の推進」などの取組を進めるとともに、更に充実を図ります。

1 追加する課題・社会背景

- ◆ 令和5年4月に施行された「こども基本法」や令和5年12月に策定された「こども大綱」に基づき、子ども施策に対する子ども及び若者からの意見の反映など、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す取組を進める必要があります。（※3）
- ◆ ヤングケアラーについては、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記されました。（※4）
- ◆ 子ども食堂等の子どもの居場所づくりや子育て家庭への食品配送等の地域の自主的な取組は、新たな地域コミュニティの場を形成し、子どもや子育て家庭を見守る地域資源として、ますます大切な役割が期待されており、これらの運営団体が、その取組を継続して実施できるよう、支援することが重要です。（※5）

【追記の観点】

（※3）令和5年4月に「こども基本法」が施行され、子どもの意見を年齢や発達 の程度に応じ て積極的かつ適切に子ども政策の策定等に反映する措置が求められていることを受け、追加。
（※4）こども家庭庁等国の動き、本市の取組（令和3年4月に立ち上げた「孤独・孤立対策プロジェクトチーム」に、ヤングケアラーの問題を集中的に検討する部会を設置し、同年「ヤングケアラーに関する実態調査」を実施。認知度向上に向けた周知啓発活動、「ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業」の実施等）を踏まえ、追加。
（※5）子ども食堂等の自主的な取組は、コロナ禍においても増加傾向にあり、本市においては令和5年度、新たに「京都市子どもの見守り活動支援事業補助金」を創設するなど、地域で子どもや家庭を見守る体制を強化しているため、追加。

2 今後の施策の在り方

【追加・修正等施策】

（子ども・若者の意見反映）

- 生活の場となる「児童館」や「青少年活動センター」等の職員等と連携し、子ども・若者から直接意見を聴取し、その結果を子ども施策の策定等に反映できる仕組みの検討・構築【新規】
- 普段から、子ども・若者に接する職員等からの、意見等を拾い上げる仕組みの構築【新規】

【追記の観点】上記課題（※3）に対応する施策として追加。

（ヤングケアラーへの支援）

- ヤングケアラーの社会的認知度を高め、周りの大人が早期に気付き、支援につなげる環境づくりを進めるとともに、複合的課題を解消する観点から、多分野・多機関協働による連携支援の推進【新規】

【追記の観点】上記課題（※4）に対応する施策として追加。

（子育てを支え合える地域社会づくり）

- 地域や民間団体が自主的に行う、子どもの居場所づくり（子ども食堂等）への支援の実施【充実】

【追記の観点】上記課題（※5）に対応する施策として追加。

【用語説明】

ヤングケアラー・・・本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

【高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり】

高齢者の尊厳が保たれ、心身共に健康で充実した「幸」年齢を送ることができ、高齢者ひとりひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」をみんなで作ります。

1 追加する課題・社会背景

- ◆ 認知症高齢者等の増加によって、日常生活自立支援事業及び成年後見制度のニーズの増加が見込まれている中、令和4年3月に、成年後見制度の更なる利用促進と運用改善を図るため、厚生労働省において「第2期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、利用者の判断能力の低下に伴う日常生活自立支援事業から成年後見制度への適切かつ円滑な移行をはじめとした、総合的な権利擁護支援策の充実の必要性が示されています。（※6）
- ◆ 現役世代人口が急激に減少し介護の担い手不足が見込まれる令和22（2040）年に向け、長寿社会への理解と認識を深め、世代を超えて支え合う意識の共有を図る必要があります。（※7）
- ◆ デジタル化の進展に伴い、取引方法が多様化・複雑化したことにより消費者トラブルが増加しており、特にSNSの普及によるSNSを通じたもうけ話や組織的な詐欺事案に関する消費生活相談が増加傾向にあります。また、大規模災害時や感染症拡大時等の非常時では、不確かな情報の拡散により個人が心理的に不安定な状態に陥り、更なる差別の助長や合理的でない消費行動につながるおそれがあります。（※8）

【追記の観点】

（※6）国の動きや社会状況、本市における令和6年3月に策定の「第9期京都市民長寿すこやかプラン」（「第2期京都市成年後見制度利用促進計画」と一体的に策定）を踏まえ、これまで行ってきた成年後見制度の周知等の取組について、更なる促進を図る必要があるため、追加。
（※7）今後、現役世代人口が急速に減少していくことを踏まえ、介護の担い手の裾野拡大等の取組による介護サービスの持続可能性の確保に取り組む必要があるため、追加。
（※8）デジタル化の進展や、近年、頻発する災害状況・コロナ禍を踏まえ、追加。

2 今後の施策の在り方

【追加・修正等施策】

（権利擁護）

- 国の制度見直し等を踏まえた、成年後見制度の更なる利用促進【充実】

【追記の観点】 上記課題（※6）に対応する施策として追加。

（介護サービス）

- 介護の担い手の裾野拡大等の取組による介護サービスの持続可能性の確保【充実】

【追記の観点】 上記課題（※7）に対応する施策として追加。

（災害対策）

- 避難所開設・運営の基本方針の一つである「要配慮者にも優しい避難所づくり」の推進【更新】
- 高齢者が、災害時に避難した先で安心して生活が送れるよう、避難所や福祉避難所の設置・運営に関する準備及び福祉避難所への直接避難についての仕組みの構築など、災害時における支援体制の充実【更新】

【追記の観点】 高齢者が地域で安心して暮らしていくためには、災害時の支援体制の充実は重要であるため、取組を改めて明示。

（消費者被害の防止）

- 高度情報化社会がもたらす消費者トラブル等を未然に防止し、誰もがその恩恵を享受できるための、インターネット取引やスマートフォン等の正しい知識や危険性等を学べる講座の実施やそれらの情報提供【充実】

【追記の観点】 上記課題（※8）に対応する施策として追加。

【障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり】

障害のある人への理解促進や権利擁護の推進、社会参加できる環境づくり、相談支援体制の強化等を進め、障害のある人もない人も、全ての人々が違いを認め合い、つながりを持ち、支え合うまちづくりを推進します。

1 追加する課題・社会背景

- ◆ 「改正障害者差別解消法」（令和6年4月施行）により、事業者による合理的配慮の提供の義務化や差別解消のための支援措置の強化が定められたことを受け、相談者にとって一番身近な市区町村の相談体制の充実が求められます。（※9）
- ◆ 常時介護を要する方へのヘルパー派遣や外出支援等を行う重度訪問介護等の障害福祉サービスについては、経済活動（就労）中の支援が認められておらず、就労支援の一環として、通勤や働く際に必要となる介助等の支援の在り方が重要な課題となっています。（※10）
- ◆ 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」（令和4年5月施行）を踏まえ、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する必要があります。（※11）
- ◆ デジタル化の進展に伴い、取引方法が多様化・複雑化したことにより消費者トラブルが増加しており、特にSNSの普及によるSNSを通じたもうけ話や組織的な詐欺事案に関する消費生活相談が増加傾向にあります。また、大規模災害時や感染症拡大時等の非常時では、不確かな情報の拡散により個人が心理的に不安定な状態に陥り、更なる差別の助長や合理的でない消費行動につながるおそれがあります。（※12）

【追記の観点】

（※9） 令和6年4月に「改正障害者差別解消法」が施行され、相談対応等に際して、市区町村が基本的な窓口の役割を果たすことが求められていることを受け、追加。

（※10） 重度障害がある方等の就労機会の拡大を図るため、令和2年10月に、厚生労働省において「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が開始され、本市においては、令和3年9月から「京都市重度障害者等就労支援特別事業」を開始したことを受け、追加。

（※11） 令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する必要があることを受け、追加。

（※12） デジタル化の進展や、近年、頻発する災害状況・コロナ禍を踏まえ、追加。【再掲】

2 今後の施策の在り方

【追加・修正等施策】

（障害のある人の権利擁護の促進）

- 相談者にとっての身近な相談窓口として、障害を理由とする差別等の相談を受け付ける専門相談員を配置【新規】

【追記の観点】 上記課題（※9）に対応する施策として追加。

（障害のある人の就労支援）

- 重度障害のある人等の通勤や職場等における介助等の就労支援の推進【新規】

【追記の観点】 上記課題（※10）に対応する施策として追加。

（ユニバーサルデザイン・まちづくり）

- 障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進【更新】

【追記の観点】 上記課題（※11）に対応する施策として、改めて明示。

(災害対策)

- 避難所開設・運営の基本方針の一つである「要配慮者にも優しい避難所づくり」の推進【更新】
- 障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域全体で見守り、支援するための避難行動要支援者名簿を活用したネットワークづくりの推進【更新】
- コミュニケーション障害のある人への災害情報の確実な伝達【更新】
- 障害のある人が、災害時に避難した先で安心して生活が送れるよう、避難所や福祉避難所の設置・運営に関する準備及び福祉避難所への直接避難についての仕組みの構築など、災害時における支援体制の充実【更新】

【追記の観点】障害のある人が、地域で安心して暮らしていくためには、平常時からの地域での交流による災害対応力の向上及び災害時の支援体制の充実が重要であるため、取組を改めて明示。

(消費者被害の防止)

- 出前講座等において被害予防の啓発を実施するほか、被害に遭った方を適切に相談窓口等につなぐため、各地域での福祉、消費者行政、その他関係機関で相互に情報交換や連携を図るためのネットワークづくりの推進【更新】

【追記の観点】現行計画の重要課題「高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり」からの再掲。

- 高度情報化社会がもたらす消費者トラブル等を未然に防止し、誰もがその恩恵を享受できるための、インターネット取引やスマートフォン等の正しい知識や危険性等を学べる講座の実施やそれらの情報提供【更新】【再掲】

【追記の観点】上記課題（※12）に対応する施策として追加。

【ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組】

人を「生まれ」や住んでいる地域を理由として差別する行為を許さない社会づくりを目指して、市民との協働により、人権意識の高揚に向けた人権教育・啓発の取組を進めます。

1 追加する課題・社会背景

- ◆ インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、特定の属性の人や生まれの人を排斥する差別的言動等を投稿するなど、社会問題となっています。国においても侮辱罪の法定刑引き上げ（令和4年7月施行）や「情報流通プラットフォーム対処法」の策定（令和6年5月公布、1年以内に施行）を行う等、インターネット上の人権侵害に関して適切に対処していくことが求められています。（※13）

【追記の観点】

（※13）昨今の社会状況と国の動きを踏まえ、追加。

2 今後の施策の在り方

【追加・修正等施策】

（携帯電話・スマートフォン・インターネット）

- インターネット上の人権侵害に対する法的な課題を踏まえた有効な方策の検討【更新】

【追記の観点】 上記課題（※13）に対応する施策として更新。

【多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重】

外国籍市民をはじめとする多様な文化的背景を持つ人を含めた全ての人々が笑顔で楽しく暮らし、働き、学び、また、知識や能力をいかして地域社会で活躍することにより、あらゆる市民がより豊かな生活を送れ、来訪者が安心して観光できるまちづくりを進めます。

1 追加する課題・社会背景

- ◆ 就労や留学等のため、中長期的に見て外国籍市民の増加が想定されています。多様な文化的背景を持つ人の人権が守られ、いきいきと暮らしていくためには、就労面の支援だけでなく、研究者等の専門家や介護・農業など特定技能等の外国籍市民、留学生の受入体制の整備や日本人と外国籍市民の相互理解に向けた取組の推進が重要です。（※14）
- ◆ インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、特定の属性の人や生まれの人を排斥する差別的言動等を投稿するなど、社会問題となっています。国においても侮辱罪の法定刑引き上げ（令和4年7月施行）や「情報流通プラットフォーム対処法」の策定（令和6年5月公布、1年以内に施行）を行う等、インターネット上の人権侵害に関して適切に対処していくことが求められています。（※15）

【追記の観点】

（※14）中長期的に見て外国籍市民の増加が想定されていることを踏まえ、追加。

（※15）昨今の社会状況と国の動きを踏まえ、追加。

2 今後の施策の在り方

【追加・修正等施策】

（多文化共生の地域づくり）

- 研究者等の専門家や介護・農業など特定技能等の外国人、留学生が安心して活動し暮らせるよう産学公の関係機関との連携による受入環境整備に向けた取組の推進【充実】

【追記の観点】上記課題（※14）に対応する施策として追加。

- インターネット上の人権侵害に対する法的な課題を踏まえた有効な方策の検討【更新】【再掲】

【追記の観点】上記課題（※15）に対応する施策として更新。

【安心して働き続けられる職場づくり】

働く意思のある人が、安心して働くことができ、また、その能力を十分発揮して、やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、社会貢献などにおいても、生きがいと充実感を得て人生が送れる職場の環境づくりを働き掛けます。

1 追加する課題・社会背景

- ◆ 令和2年10月に『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」、令和4年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が国において策定されるなど、ビジネスと人権に関する機運が高まっているほか、「障害者差別解消法」の一部改正により、令和6年4月から、事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が義務化されることへの対応が、企業にとって必要となりました。（※16）

【追記の観点】

（※16）国における計画等の策定状況と、令和6年4月施行の「改正障害者差別解消法」を踏まえ、追加。

2 今後の施策の在り方

【追加・修正等施策】

（障害のある人の就労支援）

- 企業等における障害のある人の積極的な雇用促進や職域の拡大、障害特性への理解や職場における合理的配慮の提供等の障害のある人もない人も共に働くことのできる環境づくりを促進するための啓発の促進【更新】

【追記の観点】令和6年4月施行の「改正障害者差別解消法」や重度障害のある人の就労支援の充実を踏まえて、現行計画の重要課題「障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり」から再掲。

（啓発・広報）

- 企業を対象とした人権に関する啓発講座等を通じて、ハラスメントや障害のある方への合理的配慮、多様な性の在り方等、各種の人権課題についての理解と意識の向上を促し、『ビジネスと人権』の考え方に通じる人権尊重を基盤とする企業活動の推進【充実】

【追記の観点】上記課題（※16）に対応する施策として追加。

【用語説明】

ビジネスと人権

材料調達から製品等が消費者に至るまでの「企業活動」が消費者や労働者などの「ステークホルダー（利害関係者）」の人権に与える影響を考慮し、人権を守り尊重していくことを示す考え方。責任ある企業行動の促進を図ることで、日本企業の企業価値と国際競争力が向上するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）で掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現へとつながることが期待される。

【感染症患者等の人権尊重】

「正しい知識と感染症患者等の人権擁護のための普及啓発及び教育の推進」、「相談体制、関係機関連携の充実及び人材育成」、「市民が受けやすい検査体制の整備」などの取組を進め、HIV陽性者等の感染症患者等に対する偏見・差別のない「共に生きる社会」の実現を目指します。

1 追加する課題・社会背景

- ◆ コロナ禍において、感染された方、医療や介護に携わる方、更にはその家族や関係者に対する偏見や誹謗中傷、また、社会機能を維持する業務に従事する方への心ない言動などが発生し、全国的に問題となりました。(※17)

【追記の観点】

(※17) コロナ禍で表面化した課題を受けて、追加。

2 今後の施策の在り方

【追加・修正等施策】

(啓発)

- 新興感染症を含む様々な感染症について正しく理解するための啓発活動の推進【更新】

(教育)

- 感染予防と人権尊重の観点から、発達段階に応じて、様々な感染症の疾病概念、感染経路及び予防方法を児童・生徒に正しく理解させる指導の推進【更新】

【追記の観点】上記課題(※17)に対応する施策として更新。また、特定の感染症患者に限らず、様々な感染症患者に対する差別に関する啓発等を行うことがわかるよう修正。

【用語説明】

新興感染症

感染症法上の新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症で、新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。

【犯罪被害者等の人権尊重】

犯罪被害者やその家族又は遺族が元の平穏な生活を取り戻すため、社会全体でしっかりと支え、また、ひとりひとりが犯罪被害者の置かれている状況を理解し、全ての市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

1 追加する課題・社会背景

- ◆ 令和5年4月に施行された「京都府犯罪被害者等支援条例」や、令和6年4月25日に警察庁から公表された「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめ内容も踏まえ、京都府や京都府警察、その他関係機関と連携しながら、犯罪被害に遭われた方やそのご家族が、再び平穏な生活を営む助けとなるよう、犯罪被害からの回復や生活の再建を図るとともに、社会全体で犯罪被害に遭われた方々を支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、引き続き取組を進める必要があります。（※18）

【追記の観点】

（※18）警察庁の動きや社会情勢の変化を踏まえ、追加。

2 今後の施策の在り方

【追加・修正等施策】

（支援対策）

- 京都府等の関係機関との更なる連携の強化及び、社会情勢の変化等に伴う犯罪被害者等のニーズに沿った支援策の推進【充実】

【追記の観点】上記課題（※18）に対応する施策として追加。

【刑を終えて更生を目指す人】

「やり直すことができる社会と安心安全なまちの実現」に向け、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を社会全体が認め、支えることにより、社会復帰を促進する取組を推進します。

1 追加する課題・社会背景

- ◆ 本市では、令和3年3月に策定した「京都市再犯防止推進計画」に基づき、「やり直すことができる社会と安心・安全なまちの実現」を目指し、国や民間団体等と連携しながら再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進する必要があります。（※19）

【追記の観点】

（※19）令和3年3月に策定した「京都市再犯防止推進計画」に基づき、国や民間団体等との連携について追加。

2 今後の施策の在り方

【追加・修正等施策】

（再犯防止対策）

- 非行の未然防止や犯罪等をした少年への継続した学びの支援、犯罪等をした人の年齢や特性に応じた効果的な支援、「再犯防止×京都の文化力」の視点による取組等を推進【充実】

【追記の観点】上記課題（※19）に対応する施策として追加。

【用語説明】

「再犯防止×京都の文化力」の視点による取組

京都市再犯防止推進計画において重点推進施策に位置付けている「京都の文化力をいかした矯正施設入所者等に対する更生意欲等の喚起」に係る事業として、伝統産品の製作体験等を通じて、豊かな人間性を育む取組を展開することで、更生意欲や自己肯定感を高める取組。

【ホームレスの人権尊重と自立支援】

「総合的な支援」、「自立支援施策の推進」、「居宅生活を継続させるための支援と地域社会における理解」などの取組を進め、「ホームレス自らの意思で安定した生活を営めること」を目標に取組を進めます。

1 追加する課題・社会背景

- ◆ 孤立・孤独の問題やDV被害などを契機に、ホームレスの方等の生活に困窮された方が抱える課題が多様化・複雑化しています。(※20)
- ◆ 本市の支援施策がホームレスの方の間に広く認知される一方で、ネットカフェ等の終夜営業店舗といった路上以外の不安定な居住環境で生活する方が一定数存在しており、収入を得る機会が減少した場合に、直ちに課題が深刻化する可能性が高い状態にあります。(※21)

【追記の観点】

(※20、21) 社会情勢の変化を踏まえ、追加。

2 今後の施策の在り方

【追加・修正等施策】

(支援体制)

- 令和4年3月に策定した「京都市ホームレス自立支援等実施指針」を踏まえ、ホームレス支援機関だけでなく、各分野の支援機関が総合的に支援を実施することにより、より適切な支援を実施できるよう連携【更新】

【追記の観点】 上記課題(※20、21)に対応する施策として追加。

【高度情報化社会における人権尊重】

安心してインターネットを利用するための環境づくりに取り組むとともに、個人のプライバシーを守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための取組を進めます。

1 追加する課題・社会背景

- ◆ インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、特定の属性の人や生まれの人を排斥する差別的言動等を投稿するなど、社会問題となっています。国においても侮辱罪の法定刑引き上げ（令和4年7月施行）や「情報流通プラットフォーム対処法」の策定（令和6年5月公布、1年以内に施行）を行う等、インターネット上の人権侵害に関して適切に対処していくことが求められています。（※22）
- ◆ デジタル化の進展に伴い、取引方法が多様化・複雑化したことにより消費者トラブルが増加しており、特にSNSの普及によるSNSを通じたもうけ話や組織的な詐欺事案に関する消費生活相談が増加傾向にあります。また、大規模災害時や感染症拡大時等の非常時では、不確かな情報の拡散により個人が心理的に不安定な状態に陥り、更なる差別の助長や合理的でない消費行動につながるおそれがあります。（※23）

【追記の観点】

（※22）昨今の社会状況と国の動きを踏まえ、追加。

（※23）デジタル化の進展や、近年、頻発する災害状況・コロナ禍を踏まえ、追加。

2 今後の施策の在り方

【追加・修正等施策】

（携帯電話・スマートフォン・インターネット）

- インターネット上の人権侵害についての法的な課題を踏まえた有効な方策の検討【更新】【再掲】

【追記の観点】上記課題（※22）に対応する施策として追加。

（教育）

- 高度情報化社会がもたらす消費者トラブル等を未然に防止し、誰もがその恩恵を享受できるための、インターネット取引やスマートフォン等の正しい知識や危険性等を学べる講座の実施やそれらの情報提供【更新】【再掲】

【追記の観点】上記課題（※23）に対応する施策として追加。

【LGBT等の性的少数者の人権尊重】

多様な性の在り方を相互に認め合える、差別や偏見のない共生社会の実現に向け、性的少数者への理解促進や、性的少数者の生活における困難の解消を目指し、社会参加を促進するための取組を進めます。

1 追加する課題・社会背景

- ◆ 令和2年9月に創設した「京都市パートナーシップ宣誓制度」は、自治体独自の制度であるため、転居の度に宣誓し直す必要があり、宣誓者に負担が生じています。(※24)
- ◆ 令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定され、全国においてLGBT等の性的少数者に対する理解と社会参加に向けての様々な取組が広がっています。誰もが、多様な性の在り方を尊重され、自分らしくいきいきと暮らす共生社会を実現するためには、「アライ」の存在は、LGBT当事者の心理的安全性を高めるなど重要である一方、「当事者が身近にいない」「自分に何ができるかわからない」との理由で行動に移せない方が一定数います。(※25)

【追記の観点】

(※25) 令和2年9月に創設した制度を運用する中で顕在化した課題を追加。

(※26) これまでの取組を通じて、性の多様性についての理解が広まり、アライの重要性が高まってきたことを踏まえ、追加。

2 今後の施策の在り方

【追加・修正等施策】

(理解促進・支援)

- 「京都市パートナーシップ宣誓制度」の更なる利便性の向上と都市間連携の拡大【充実】
- 団体、企業、大学等教育研究機関、行政等と連携し、「アライ」の輪を広げ、多様な性の在り方が尊重される共生社会の実現に向けた取組の推進【新規】

【追記の観点】

- ・ 上記課題(※24)や、全国的な都市間連携の拡大の流れを踏まえて追加。
- ・ 上記課題(※25)に対応する施策として追加。

【用語説明】

アライ

LGBTについて理解し、支援する又は支援しようとする人。

【その他複数課題に関連する課題（自殺対策、孤独・孤立対策）】

先に掲げた重要課題に加え、現代社会では、多くの人権課題が複合的に関わる問題もあります。これらの課題は、それぞれの課題が重なり合って更に困難な状況に置かれることも多く、きめ細かく丁寧な取組を進める必要があります。

自殺対策

1 主な課題

- ◆ 本市の自殺者数はピーク時から減少傾向にありますが、この間のコロナ禍での自殺者数の増加など、今なお市民の尊い「いのち」が自殺で失われるという事態が続いています。また、全国的に、小中高生の自殺者数については、近年、増加傾向が続いています。

2 今後の施策の在り方

更なる自殺者数及び自殺死亡率の低下、ひいては誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、自殺に関わる様々な施策を総合的に推進します。

（市民一人一人がお互いに気づきと見守りのできる地域づくり）

- 地域全体の自殺リスクの低下に向けて、自殺やこころの健康に関する正しい知識を啓発、相談窓口の情報を周知、更なるゲートキーパーの養成を推進
- 自ら相談することが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、医療機関や関係機関等が連携・協力して包括的に支援する体制を充実
- 民間の自殺予防や自死遺族支援に取り組んでいる関係団体等の活動の支援

（適切な相談支援と医療につなげる体制づくり）

- 様々な問題から、自殺リスクが高い人が適切な支援を受けられるよう、生活の場で孤立しない仕組みづくりや、相談窓口の周知、自殺対策の支え手となる人材の育成を推進
- 自殺未遂者や精神疾患のある方等自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、精神科医療の更なる向上、及び、かかりつけ医や産業医等の精神科以外の医療関係者の資質向上

（自死遺族等への支援）

- 遺された人等に対する心理的ケアを行うとともに、必要な情報提供を行うなど、自死遺族等への支援を充実。また、自死遺族の自助グループ等の地域における活動を支援

（ライフステージに合わせた支援）

- 自殺の背景にはライフステージにより様々な原因、背景があることから、ライフステージごとの課題に応じた取組の推進

（学生・寺社のまちという京都らしい力をいかしたところ安らぐまちづくり）

- 京都の「大学のまち・学生のまち」、「寺社のまち」という特性をいかし、大学と連携した学生支援の取組や、自殺対策に取り組む団体と協力し、悩みを抱えた人が参加しやすい取組の展開

孤独・孤立対策

1 主な課題

- ◆ 社会環境が変化する中であって、これまで個人や家庭を支えてきた地縁・血縁といった人と人とのつながりは希薄化の一途をたどってきました。更に、コロナ禍や物価高騰などの影響で、孤独・孤立に起因する様々な社会問題がより深刻となっています。令和6年4月には、「孤独・孤立対策推進法」が施行され、孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、相談支援の推進、関係者の連携・協働の促進が基本施策として掲げられています。本市においても、孤独・孤立の問題を、現代社会における深刻な課題の一つとして捉えており、孤独・孤立に起因する様々な社会問題に対して、丁寧できめ細やかな取組を進める必要があります。

2 今後の施策の在り方

「孤独・孤立」とは、様々な要因から陥ることがある状態であり、これを一気に解決する特別な方法はありませんが、多様な関係機関や団体、また地域がしっかりと連携しながら、様々な制度や支援施策であたかく包み込み、地域の住民が安心して暮らすことができるよう、取組を進めていきます。

（多様な関係機関等の連携）

- 令和4年9月に支援関係団体等と締結した「孤独・孤立に関する連携協定」に基づく、孤独・孤立に関する課題に関して取り組む関係団体等の横のつながりの更なる強化

（適切な支援制度や窓口の案内）

- 困りごとを抱えた方がスマートフォン等でいくつかの質問に答えることで、24時間いつでも困りごとに応じた支援制度や窓口を案内する「京都市版お悩みハンドブック」などを活用した、孤独・孤立の予防と早期発見・早期対応に向けた取組の推進

（「声を上げやすい・声をかけやすい」社会の実現に向けた取組）

- 「支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい」社会の実現に向けた広報・啓発活動、人材育成等

参考:本市における重層的支援体制の推進について

令和3年4月1日施行の社会福祉法の改正において、従来の分野・属性別の支援体制では対応が困難な地域住民の複雑化・複合化した福祉課題や支援ニーズにきめ細やかに対応するために、分野・属性を問わない「相談支援」、社会とのつながりや参加を支援する「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本市においても、「重層的支援体制の推進」を掲げ、複雑化・複合化した課題を抱える世帯が増加する中、分野を超えた支援関係機関が今まで以上に連携・協働して支援する体制を推進するとともに、地域や人と人とのつながりが希薄化する中、地域の中で支え合う取組が生まれやすい環境を整備し、緩やかなつながりによって見守るセーフティネットの強化を図ることで、必要な支援が届いていない方を取り残すことなく、また、事態が深刻化する前に解決を図ることを目指して取組を進めています。

京都市人権文化推進計画（追補版）

令和7年3月

京都市印刷物第000000号

発行：京都市文化市民局共生社会推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所分庁舎地下1階

TEL 075-222-3096 FAX 075-366-0139